

日 時	令和3年3月4日(木) 11:00~12:00 第16回経営会議
出席者	平原副市長、小林副市長、城副市長、技監、鶴見区長、温暖化対策統括本部長、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、政策調整担当理事
欠席者	林副市長
議 題	<p>1 令和4年度以降のよこはまウォーキングポイント事業について 【健康福祉局】</p> <p>2 市立保育所の民間移管事業 配慮を要する移管等対象園の方向性について 【こども青少年局】</p>
議 事 要 旨	<p>1 令和4年度以降のよこはまウォーキングポイント事業について</p> <p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防や高齢者の運動機能への効果など事業効果が確認されたため、4年度以降も第3期(4年間)として継続する。 実施方法については、現行の事業スキームを基本とし、4年度以降も継続して歩数計・アプリシステムの安定稼働を実現できるよう慎重に検討を進める。 <p>※令和3年6~7月頃に条例設置の「よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会」を開催し、第3期の共同事業者を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期は歩数計からアプリへの緩やかな移行促進を図る。 事業者と協議し、市費負担を抑制する。 <p>【説明要旨】</p> <p>○第2期(平成30年度~令和3年度)の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期においては、高齢者の運動機能維持や生活習慣病予防効果、参加者の状況の変化(メタボ・ロコモ改善、外出支援・健康感向上)への事業効果が確認された。 令和2年12月末時点の参加者数は346,873人(歩数計312,129人、アプリ63,550人(歩数計重複参加者(28,806人)含む))。アプリ導入により、働き世代や子育て世代へも拡大している。また、令和2年9月末時点の登録事業所数は1,059事業所(参加者数46,539人)となっており、健康経営を後押ししている。 継続支援として、「歩く機会の創出」「街の魅力の再発見(横浜への愛着感の向上)」「経済・地域活性化」を目的としたアプリ機能を活用したフォトコンテストや商店街等でのスタンプイベント等を行っている。 <p>○事業継続の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続参加者に事業効果が確認できたため、引き続き運動習慣の継続を支援する必要がある。 コロナ禍の健康づくり・介護予防への寄与として、外出機会が減少し、身体活動の低下による健康への影響も懸念される中で、ウォーキングは密を避け、

一人や少人数で実施できるので、新しい生活様式に適した運動形態である。

○現行の事業スキーム

横浜市と共同事業者（NTT ドコモ、オムロン ヘルスケア、凸版印刷）が4年間の基本協定を締結しており、事業者の選定等に関しては「よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会」に諮問している。

○第3期の方向性

- ・ウェアラブル端末との連携などの機能追加や、電子ポイント付与などのアプリのさらなる魅力向上を図りつつ、歩数計参加者のアプリへの移行を促進する。
- ・新規参加者 15,000 人（4年間合計 60,000 人）を目標とする。
- ・市民の健康にも地域経済にも効果が出るよう、継続支援を図る（目標：歩数増加）。
- ・高血圧の新規発症抑制、高齢者の運動機能低下の抑制などの事業効果が確認できたため、さらに継続して参加した場合に上乘せされる効果、メタボ改善、生活習慣病予防、介護リスク軽減、またそれに伴う医療費の軽減効果等、引き続き事業検証を行う。

○市費負担の抑制

- ・第2期の4年間は、参加者増に応じてアプリシステム利用料が年々増加したにもかかわらず、特定財源確保や共同事業者との協議により、一般財源負担額は4年間合計で12億円以下となる予定。
- ・第3期も引き続き特定財源を確保するとともに、事業者と協議し、市費負担の抑制を図る。

○次々期の検討

次々期に向け、効率的・効果的な事業のあり方を検討していく。

【主な意見等】

- ・医療費抑制や健康増進の効果について、具体的に市民に提示することが参加促進につながる。健診情報と結びつけた分析を行ったが、効果を市民に実感してもらえよう、さらに取組を進めてほしい。
- ・ウォーキングポイントの参加者が増加し、歩く習慣が広がるとともに、地域・商店街振興につながるなど副次的な効果も期待している。
- ・継続利用者に効果が確認できているが、一方で継続利用につながっていない参加者の原因を分析することも重要である。
- ・市民の主体的な健康づくりにどうつなげていくか、引き続き検討しながら進めてほしい。

【結論】

主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。

2 市立保育所の民間移管事業

配慮を要する移管等対象園の方向性について

【論点】

市立保育所の民間移管については、令和6年度に4園の移管等を行うことで完了する予定となっている。移管等対象園4園のうち、これまでの手法（土地：市有地の無償貸与、建物：有償減額譲渡（不動産鑑定評価額の1/4））による移管が困難な3園について、次の対応とする。

①釜利谷保育園

敷地（国有地）の転貸ができないため、本市が土地を取得した上で民間移管する。

②菊名保育園及び公田保育園

建て替えや大規模修繕に関する制約などにより、現状での民間移管が難しいことから、今後の対応について引き続き検討する。

【説明要旨】

- ・平成16年度から実施している市立保育所の民間移管事業は、令和2年度までに55園の移管を完了。令和5年度移管予定園まで公表済み。
- ・平成26年9月には、市立保育所のうち54園を「ネットワーク事務局園」に指定、その他の市立保育所は移管等の対象とする事業計画を策定し、平成27年2月に公表。計画では令和6年度に移管等を完了予定としている。
- ・今後の移管等対象園のうち3園については、それぞれの園の状況に応じた対応が必要。
- ・釜利谷保育園は、敷地が国有地であり、契約上、転貸ができないため、国有地を買い取った上で民間移管を行いたい。
- ・菊名保育園は他施設との合築施設であること、公田保育園はURが管理する団地内のUR所有地に立地していることなどから、移管先法人の判断による建て替えや大規模修繕が困難であり、これまでの手法による民間移管を行うことが困難であるため、今後の対応等について引き続き検討する。

【主な意見等】

- ・菊名保育園及び公田保育園は、現状の手法では民間移管は難しいが、関係局と協議しながら、保育ニーズの状況等を踏まえ、今後、どのように保育サービスを提供することが望ましいのか、これまでの手法に囚われずに検討すること。
- ・少子化により、将来的には保育ニーズに応じた政策の転換や、ダウンサイジングの検討も必要となることにも留意が必要。

【結論】

主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承